

各宗教法人関係者 様

栃木県経営管理部文書学事課長

収入証紙の廃止に係る各種申請手続について（通知）

本県においては、県民の利便性向上等を目的として、収入証紙による申請手数料等の納付のキャッシュレス化を進めております。

つきましては、下記手続について、本県の電子申請システムの一部である「電子収納機能」での手数料の納付が可能となりましたので、お知らせします。

なお、収入証紙については、令和 8（2026）年 3 月 31 日をもって販売を終了（経過措置として、令和 9（2027）年 3 月 31 日まで使用可能）しますので御留意願います。

記

1 電子収納で手数料の納付が可能な手続

- ① 宗教法人認証書謄本交付申請
- ② 宗教法人規則謄本交付申請
- ③ 登録免許税非課税証明書交付申請

2 利用方法

下記ホームページから栃木県電子申請システムにアクセスしてください。

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/b03/pref/jyouhouka/denshikenchou/shinsei.html>

3 留意事項

- ・手数料の納付以外の申請手続に必要な書類は引き続き紙で御提出ください。
- ・令和 9（2027）年 3 月 31 日までは、収入証紙での納付も可能です。

私学・宗教法人担当 櫛田
Tel:028-623-2056
Mail:shigaku-syukyo@pref.tochigi.lg.jp